

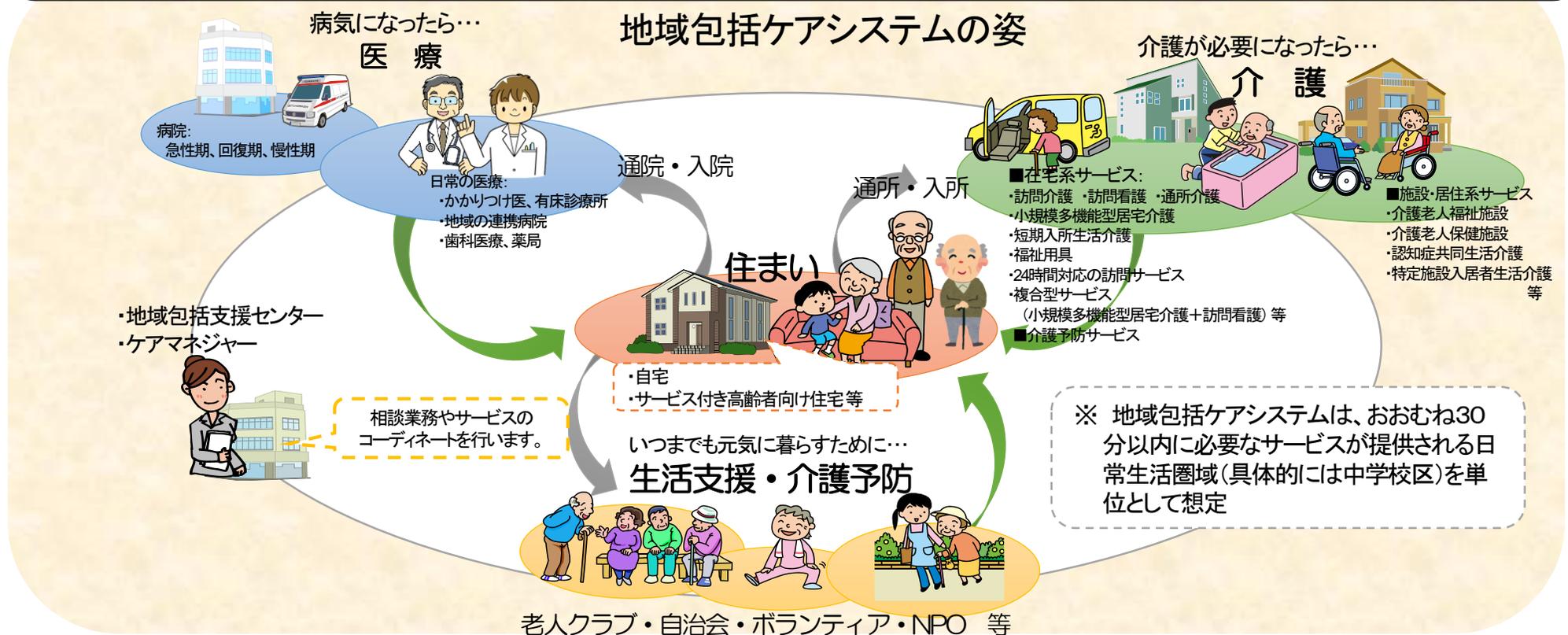
九州厚生局における農福連携の取組

令和4年8月5日

厚生労働省九州厚生局
(地域共生社会推進室)

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域共生社会の実現に向けて

「必要な支援を包括的に提供する」ことが必要であるのは、高齢者だけではない。

障害者、生活困窮者、子ども等に対する「多世代対応型」の地域包括ケアシステムが必要。

高齢者

障害者

生活困窮者

子ども

都市部など、それぞれの専門的なサービスを整備することが可能な地域

- 地域のニーズを踏まえながら、不足するサービスを整備することが必要。
- サービス提供主体の連携の下に、複合課題(高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等)や制度の狭間(ごみ屋敷、障害はあるが手帳申請をしない等)への対応も必要。

それぞれの専門的なサービスを整備することが難しい地域

- 制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域の多様な主体がつながりながら、地域を共に創ることが必要。
- 同時に、地域の課題の解決(各種産業での人手不足の解消、地場産業の育成、資源の保全、コミュニティの形成等)にもつなげることができないか。

いずれの地域においても必要なことは、

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画すること。
- 地域の人・資源が、分野・世代を超えて「丸ごと」つながること。

このような社会が「地域共生社会」であり、その実現に向けた取組は、「まちづくり」の取組であり、「地域力の強化」のための取組である。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

高齢者

地域包括ケアシステム

[地域医療介護確保法第2条]

【高齢者を対象にした相談機関】
地域包括支援センター

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

共生型
サービス

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

生活困窮者支援

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】
基幹相談支援センター 等

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

子ども・子育て
て家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点
子育て世代包括支援センター
等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

マッチング支援事業(他省庁との連携)

- 自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省）の地方支分部局と連携し情報共有等を行うとともに、厚生労働省及び他省庁の関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援を行う。

1 居住支援（国土交通省九州地方整備局との連携）

九州地方整備局と共同で、自治体（市町村）の福祉分野と住宅分野の職員と共に各分野が持つ資源や情報力の有効活用を検討し、自治体における実効性のある具体的な連携政策を創ることへの支援を行う。

※ 平成30年10月から、九州地方整備局と共同で「地域包括ケア等×住宅建築ストック政策クラフトチーム」を開催しており、管内5市町が参加。

2 移動支援（国土交通省九州運輸局との連携）

自治体（各県）を通じて、移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、九州運輸局と連携し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

3 農福連携支援（農林水産省九州農政局との連携）

福祉関係事業者（農業への取組を検討している障害者就労継続支援事業所等、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、九州農政局と共同でヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

※ 農林水産省では、平成29年度から、農山漁村振興交付金に農福連携対策が創設されており、これまで管内9団体を支援。また、厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助金が創設されており、これまで管内全県を支援。

4 ICT利活用支援（総務省九州総合通信局、経済産業省九州経済産業局との連携）

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州総合通信局や九州経済産業局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト (工賃向上計画支援等事業特別事業)

令和3年度予算額
337,645千円

令和4年度予算額
→ 337,648千円

増▲減額
+3千円

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「1億総活躍」社会)の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。(ブロック単位でも開催可)

○意識啓発等

農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:10/10

都道府県

農福連携マルシェの
開催※委託による実施可

専門家の派遣等の
支援等※委託による実施可

障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



農業分野等との連携強化モデル事業の実施

令和4年度予算額：1.0億円（1.0億円）

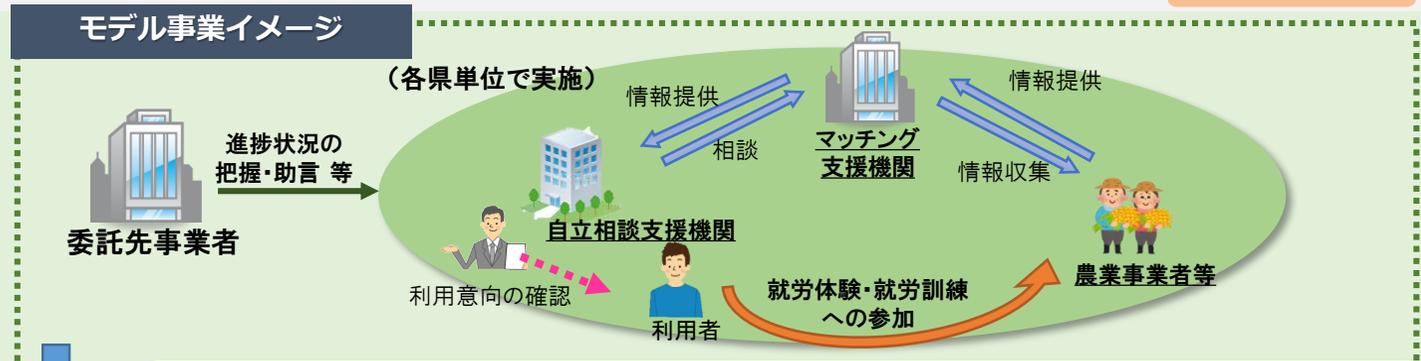
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、個人事業主や外国人といった、従来の支援対象層とは異なる層への支援の需要が高まっている。一般就労に向けた支援については、ハローワークや自治体の「緊急対応型雇用創出事業」等との連携はもとより、短期の一時的な就労や、将来的に農業従事者を目指すことが可能な当事業を活用することが効果的と考えられることから、今年度の実施状況も踏まえ、農業以外の水産、林業、畜産業等への拡大も予定するが、モデル事業のとりまとめに力を入れ、実施箇所数は5箇所程度とする。
- 同事業の実施により得られた成果を各自治体で広く活用できるようマニュアル、ツール等にまとめ、併せてシンポジウムの開催、HP掲載等により広く周知広報を行い生活困窮者と農業分野等の一層の連携を図る。

実施主体：国

事業内容

- ・ 委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所（5ヶ所程度）に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
 - ・ 委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成、シンポジウムの開催等を行う。
- ※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

モデル事業イメージ



モデル事業終了後は、事業成果(ノウハウ)を元に、全国各地でマッチング支援機関を設置。支援体制を構築する。

(イメージ)



※国事業(委託費)

地域支援事業の概要

令和4年度予算額 公費3,856億円、国費1,928億円

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 1,935億円（967億円）

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
 - ア 訪問型サービス
 - イ 通所型サービス
 - ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
 - エ 介護予防ケアマネジメント

- ② 一般介護予防事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業・任意事業 1,921億円（960億円）

- ① 包括的支援事業 うちイ、社会保障充実分 534億円（267億円）
 - ア 地域包括支援センターの運営
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等
 - イ 社会保障の充実
 - i) 認知症施策の推進
 - ii) 在宅医療・介護連携の推進
 - iii) 地域ケア会議の実施
 - iv) 生活支援コーディネーター等の配置

- ② 任意事業
 - ・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

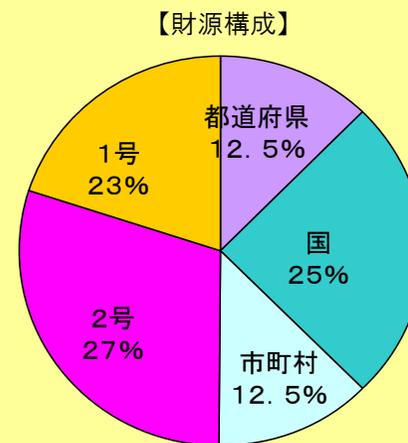
【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- ② 包括的支援事業・任意事業
 - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

○地域支援事業の財源構成

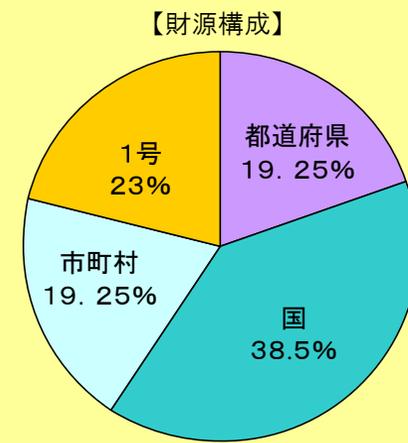
（財源構成の割合は第7期以降の割合）

介護予防・日常生活支援総合事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1）

就労的活動の普及に向けて（地域支援事業交付金関係）

- 地域支援事業は、高齢者が**要介護状態等となることを予防**するとともに、**地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援**するもの
- 令和2年度からは、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進する観点から、地域支援事業の**包括的支援事業（生活支援体制整備事業）**において、新たに**就労的活動の普及促進策を創設**
- 具体的には、**就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材の配置**を推進

秋田県藤里町の事例

（生涯現役を目指す就労的活動のコーディネート）

- 年代を問わず、地域活動等に意欲がある人が「働き方登録票」を事務局（社会福祉協議会）に登録。
- 事務局が**町内企業や町民からの依頼と登録者をマッチング**。
- 自分の希望に添った働き方で地域の特産品づくり等に取り組むことを通じ、生涯現役を希望する全ての人々が活躍できる環境づくりを目指している。

【働き方登録票】

| 分野 | 番号 | 働くかたち | 働き方 |
|-------------|----|------------------|------------------|
| A 収入 | 4 | 8万円以上 | 仕事優先なんでもやります型 |
| | 3 | 3〜8万円 | 自分の希望優先職人型 |
| | 2 | 2万円未満 | 余暇優先型 |
| | 1 | ポイント | 実務付 |
| B 仕事時間 | 4 | 6時間以上 | 仕事優先なんでもやります型 |
| | 3 | 3時間未満 | 自分の希望優先職人型 |
| | 2 | 2時間 | 余暇優先型 |
| | 1 | 不定 | 実務付 |
| C も 気 | 4 | 心でもひびいてきます | 仕事優先なんでもやります型 |
| | 3 | 得意分野はひびいてきます | 自分の希望優先職人型 |
| | 2 | 誰かと一緒にやります | 余暇優先型 |
| | 1 | 実務があればやります | 実務付 |
| D 経験 | 4 | 仕事経験がありなんでもやります型 | 仕事経験を活かして仕事ができます |
| | 3 | 仕事をしたことがありません | 余暇優先型 |
| | 2 | 仕事経験がありません | 実務付 |
| | 1 | | |

【ふきの皮むき作業】



熊本県水俣市の事例

（一般介護予防事業を活用した食・農・福の連携）

- 65歳以上の人を対象とし、山間部では遊休農地を活用した野菜づくり、市街地ではプランターを活用した花・野菜づくり、温泉地では景観整備の草刈りや間伐で出た材木を使った椎茸栽培など、**一般介護予防事業として地域の特性に応じた様々な活動を実施**。
- 収穫した野菜を使った会食や配食により、地域の交流や高齢者の見守り・食の確保にもつながっている。
- 売上げは、活動経費として活用。

【活動風景②】



【活動風景①】



<参考> 「健康立国の実現に向けて」（令和元年7月23日全国知事会）（抄）

【提言③介護予防・フレイル対策】

- 高齢者の社会参加・就労は、介護予防・フレイル対策にも有効であることから、そのための**マッチング機能等を担う人材の確保・育成、活動支援に対する財源の確保**

高齢者生きがい活動促進事業

令和4年度予算額 20,000千円 (20,000千円)

【目的】

少子高齢化が進展し、現役世代が減少するとともに、高齢者の大幅な増加が見込まれる中、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ちながら積極的な社会への参加を促進していくことが、生涯現役社会の実現に向けた環境整備等において重要な取組である。このため、住民主体による生活支援、共生の居場所づくりや農福連携の取組など、高齢者の社会参加・役割創出に資する活動等の立ち上げへの支援を行うものである。

【事業内容】

以下の取組の立ち上げ支援(初度設備等の補助)を行う

①農福連携推進事業

高齢者が農作業や農作物の調理・販売等をとおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動

②高齢者等が行う地域の支え合い活動

(例)

- ・単身高齢者等に対する見守り、配食サービス等の有償ボランティア活動
- ・地域共生社会の推進に向け、多世代交流等の「共生の居場所づくり」に資する活動 など

【補助上限額(定額補助)】

①の取組:200万円

②の取組:100万円



【実施主体】 市区町村

| | |
|---------------|--------|
| 創設年度 | 平成25年度 |
| 補助根拠 | 予算補助 |
| 補助率 (負担割合) | 定額 |

ハローレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像



ハローレーニング
— 急がば学べ —

公共職業訓練

求職者支援訓練

離職者向け

対象: ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**
(無料(テキスト代等除く))

訓練期間: 概ね3月~2年

実施機関

○国(ポリテクセンター)

主にものづくり分野の高度な訓練を実施(金属加工科、住環境計画科等)

○都道府県(職業能力開発校)

地域の実情に応じた多様な訓練を実施(木工科、自動車整備科等)

○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施



※受講期間中 基本手当+受講手当
(500円/訓練日)+通所手当+寄宿
手当を支給

対象: ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**
(無料(テキスト代等除く))

訓練期間: 2~6か月 ※1

※1 令和5年3月末までの時限措置として、
シフト制で働く方などを対象とする場合、
より短期間(2週間~)で設定可

実施機関

○民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

<基礎コース> 基礎的能力を習得する訓練

<実践コース> 基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練

実践コースの主な訓練コース

介護系(介護福祉サービス科等)

情報系(ソフトウェアプログラマー養成科等)

医療事務系(医療・調剤事務科等)等

※受講期間中 受講手当(月10万円)
+通所手当+寄宿手当を支給(本人
収入が月8万円以下※2)、世帯
収入が月40万円以下※3)等、一定
の要件を満たす場合)

※2 令和5年3月末までの時限措置として、シフト制で
働く方などは月12万円以下
※3 令和5年3月末までの時限措置



在職者向け

対象: 在職労働者(有料)

訓練期間: 概ね2日~5日

実施機関: ○国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)

○都道府県(職業能力開発校)

学卒者向け

対象: 高等学校卒業者等(有料)

訓練期間: 1年又は2年

実施機関: ○国(ポリテクカレッジ)

○都道府県(職業能力開発校)

障害者向け

対象: ハローワークの求職障害者(無料)

訓練期間: 概ね3月~1年

実施機関: ○国(障害者職業能力開発校)

・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構営

・都道府県営(国からの委託)

○都道府県(障害者職業能力開発校、職業能力開発校)

○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

| 令和2年度 公共職業訓練 実績 | 合計 | | 国(ポリテクセンター 等) | | 都道府県 | |
|-----------------------|-------------|-------|------------------|-------|-------------|-------|
| | 受講者数 (人) | 就職率 | 受講者数 (人) | 就職率 | 受講者数 (人) | 就職率 |
| 離職者訓練 | 103,148 | - | 24,855 | - | 78,293 | - |
| うち施設内 | 31,392 | 83.7% | 24,855 | 84.7% | 6,537 | 80.8% |
| うち委託 | 71,756 | 71.3% | - | - | 71,756 | 71.3% |
| 在職者訓練 | 71,836 | - | 41,409 | - | 30,427 | - |
| 学卒者訓練 | 15,773 | 95.3% | 5,655 | 99.0% | 10,118 | 94.0% |
| 合計 | 190,757 | - | 71,919 | - | 118,838 | - |

| 令和2年度 公共職業訓練 実績 障害者訓練 (離職者訓練の うち施設内) | 合計 | | 国立機構営 | | 国立都道府県営 | | 都道府県立 | |
|---|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|
| | 受講者数 (人) | 就職率 | 受講者数 (人) | 就職率 | 受講者数 (人) | 就職率 | 受講者数 (人) | 就職率 |
| | 1,327 | 62.9% | 333 | 78.8% | 800 | 58.8% | 194 | 64.9% |

令和2年度求職者支援訓練 実績 受講者数: 23,734人
(基礎コース)5,838人 就職率: 52.5% (実践コース)17,896人 就職率: 60.0%

障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）の農業分野の事例（平成29年度）

- 障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）については、企業等を委託先とし、事業所現場を活用して実践的な職業能力を身につけることを目的として実施。
- 農業分野においても事例があり、実際の農作業に従事することで就職に向けたスキル習得等を行っている。

<事例1> (有)貫井園(貫井園シイタケ作業所)【埼玉県】

- 椎茸をはじめ、蕎麦・茶・里芋・キクラゲ等、約15品目の野菜を生産。有機栽培により、なるべく農薬を使わない野菜作りを行っている。
- 従業員のうち2人が精神障害者であり、他に障害者委託訓練の訓練生として、毎年3人程度受け入れている。訓練生は、1ヶ月間、原木の搬入、穴あけ・植菌作業、積み出し、設置、収穫等の椎茸栽培補助作業の他、ビジネスマナーやコミュニケーション能力を身につける訓練を行っている。
- 訓練期間中は、従業員が安全管理などのサポートを行い、安心して訓練ができる環境づくりに努めて訓練を実施している。
- 訓練開始時、ほとんどの訓練生は、農業に興味はあるが、経験がないため、不安がっているが、訓練修了時には、様々な作業を経験して、自信が持てるようになったなどの声がある。
- 訓練修了後、当事業所への就職実績がある。

<事例2> 農事組合法人三関ファーム【秋田県】

- 農産物の生産・販売・委託作業を行い、米、セリ、小菊を生産。
- 従業員のうち1名が障害者であり、平成29年度に初めて知的障害者の訓練生を1名受け入れ、「農作業科」として3か月間の訓練を実施。訓練では、作物の管理・収穫のほか、出荷作業にも取り組み、農作業の基本的な技能を身に付けることを訓練の目標とした。
- 屋外での作業時間が長いほか、天候により訓練内容を変更する場合もあることから、訓練生との会話を大切にし、本人の適性に合った訓練ができるよう配慮。
- 数日間の欠席はあったが、3か月間の訓練を修了できたことから訓練生からは、就職に向けて大変役に立ったとのことであり、今後はより多くの障害者の方に訓練を受講する機会を提供してほしいとのことだった。
- 訓練修了後は、訓練受講先に就職、水田及び畑作業全般に従事。



(原木椎茸の植菌作業)



(原木椎茸の設置)



(セリの収穫)



(セリの出荷準備作業)

雇用分野における“農福連携”の推進

背景・課題

- ・“農福連携”とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組
- ・雇用分野における農福連携を進める上では、障害者が安定的に通年雇用される環境の整備及び雇用機会の拡大が必要
- ・このため、農林水産行政と連携の上、人手不足に悩む農業事業者等に対し、ハローワークによる積極的な求人開拓や障害者雇用に係るノウハウ提供の強化等のアウトリーチ型支援等を展開するとともに、農業に興味のある障害者の就職から職場定着まで一貫した支援を実施

農業事業者と障害者のマッチング支援

アウトリーチ型支援等の実施

人手不足に悩む農業事業者や法定雇用率未達成の農業事業者に対して、

【障害者雇用ノウハウの提供】

- ・個別訪問やセミナーにより雇用ノウハウや農福連携先進企業における取組事例を提供

【障害者雇用の準備段階の支援】

- ・農福連携先進企業の見学や障害者職場実習の提案

【積極的マッチング】

- ・障害者専用求人の作成や、管理選考・面接会の実施

労働局・ハローワーク

就職から職場定着まで一貫した支援の実施

連携

関係機関（各県農林水産部局等）

- ・農業者、JA向けの普及啓発活動、
- ・農福連携の専門人材の育成
- ・農業者、障害者就労施設とのマッチング
- ・農福連携相談窓口の設置

【農業分野で働くイメージづくり】

- ・農福連携先進企業の見学機会の確保や職場実習のあっせん

【就職に向けた支援】

- ・ケースワーク方式によるきめ細かな職業相談
- ・職業適性の把握、管理選考等積極的マッチング

【就職後の支援】

- ・就職後の職場定着支援の実施

アウトリーチ型支援

就職から職場定着まで一貫した支援

農業事業者・企業

「人手不足」「障害者雇用に興味がある」「農業に参入したい」

求人・就職

障害者

「農業分野で働きたい」

【農業事業者のメリット】 就農者の増加・人手不足の解消

【障害者のメリット】 新たな雇用機会の拡大

